



はじまる 離島8村の 水道広域化

粟国村・渡名喜村
北大東村・南大東村
座間味村・渡嘉敷村
伊平屋村・伊是名村

沖縄県では、沖縄本島と離島との水道サービスの格差を是正し、離島における定住条件の整備を図るため、本島周辺の離島8村(粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村、座間味村、渡嘉敷村、伊平屋村、伊是名村)の水道広域化に取り組んでいます。

沖縄の心「ユイメール精神」で支えあう水道広域化について、県民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

水道広域化の推進

水道は、県民生活や産業を支える重要なライフラインの一つであり、水道サービス(安全、安定、低廉)の向上を図りつつ、将来にわたって継続して提供していくことが求められています。

一方、島しょ県という特殊性を有する沖縄県では、安定した水源の確保が難しいこと等に起因して水道サービスに地域間格差が生じています。

特に離島8村においては、沖縄本島に比べて割高な水道料金や給水制限の実施など多くの問題が顕在化しています。このような問題を解消し、離島に



おける定住条件の整備を図ることを目的として、沖縄県では離島8村への水道広域化を推進することとしています。

水道水を供給する仕組み

沖縄本島では、県企業局がダムや河川などから取水したあと、浄水場で飲み水として使えるようにきれいにし、各市町村に供給しています。

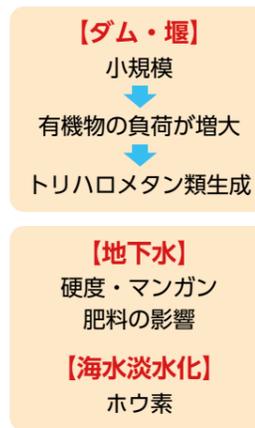
そして、各市町村がみなさまのもとに水道水を供給する仕組みになっています。

一方、離島8村は、水源からの取水(浄水処理)各家庭への水道水の供給までを全て村単独で対応していますが、脆弱な経営基盤の中において限られた人数で事業を運営していく上で、さまざまな課題を抱えています。

離島8村の水道の課題

1 水質管理

水源水質の悪化や強化されていく水質基準に対し、水源から蛇口までの水質管理を適切に行うことが難しくなっています。



2 濁水・給水制限

河川や地下水等の水源が乏しく、安定した水源の確保が難しいことから、

近年においても給水制限が行われています。

3 水道料金

事業規模が小さいことなどに起因して、施設整備や事業運営の効率が悪く、また、コストの高い海水淡水化施設の導入などにより、水道料金が県平均を上回っています。

4 経営基盤

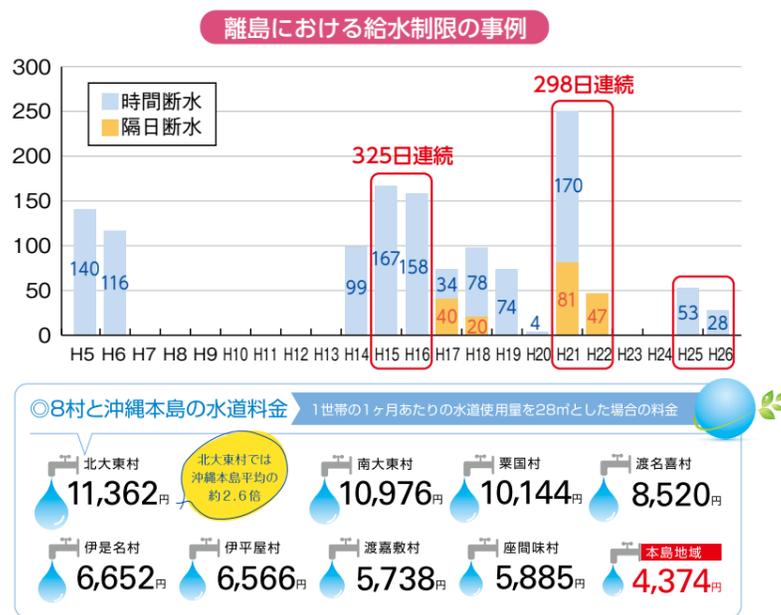
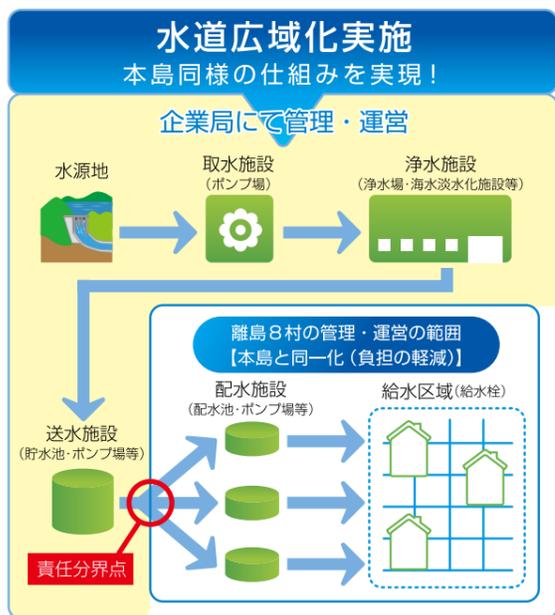
水道水を供給するために必要な費用が高いため、水道料金だけでは賄えず、他会計からの繰入を行っており、経営基盤の強化が求められています。

水道広域化を実施し、離島8村の水道の課題を解消

水道広域化として、県企業局が水源から浄水処理までを担い、沖縄本島と同等の条件で離島8村に水道水を供給することとしています。

また、水道広域化の実施にあたっては、老朽化した施設の改良や浄水処理方法の見直し等、施設整備が必要となっています。

そのため、離島8村において必要な施設整備が完了したところから順次供給することとしており、平成33年度までに離島8村の全てで水道広域化が実施できるよう取り組んでいます。



離島における給水制限や災害による給水停止に対処するため 可搬型海水淡水化装置を導入しています。



沖縄県は、160の珊瑚礁の島々からなる島しょ県で、大きな河川や湖などの水源に恵まれず、また、降水量が年や季節によって大きく変化し、水を安定的に

装置(生産水量: 200m³/日)を2台導入しました。

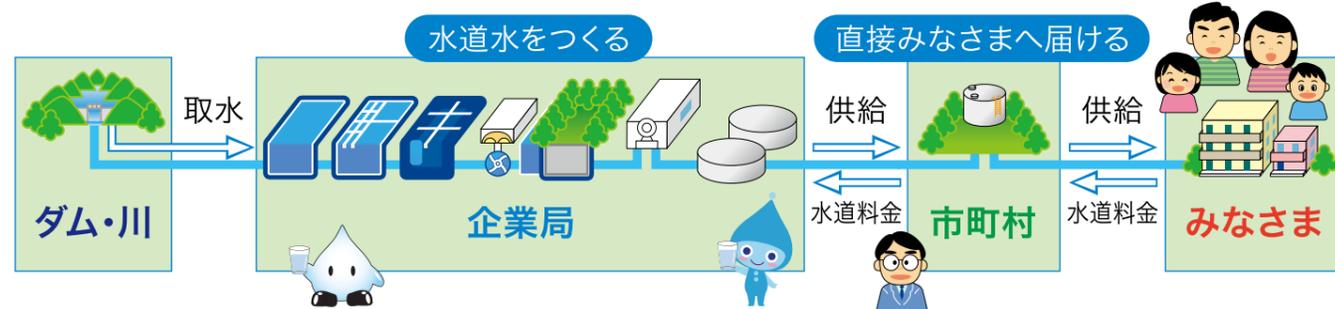
平成29年度は、座間味村阿嘉島において、少雨により水源であるウタハ堰の貯水量が低下したため、座間味村からの要請を受けて可搬型海水淡水化装置1台を村に貸与し、平成29年10月から阿嘉島で供給を開始しています。



確保することが困難な自然環境にあります。

とりわけ、離島地域では、濁水に伴う給水制限の実施や、災害・事故等が発生した場合の応急給水体制の確保など、安定給水の面から多くの課題を抱えています。

沖縄県では、これらの課題を解消するため、平成28年度沖縄振興特別推進交付金等を活用し、可搬型海水淡水化



問い合わせ 県企業局 配水管理課 電話:098-866-2810 FAX:098-866-2811



はじまる 離島8村の 水道広域化

粟国村・渡名喜村
北大東村・南大東村
座間味村・渡嘉敷村
伊平屋村・伊是名村

沖縄県では、沖縄本島と離島との水道サービスの格差を是正し、離島における定住条件の整備を図るため、本島周辺の離島8村(粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村、座間味村、渡嘉敷村、伊平屋村、伊是名村)の水道広域化に取り組んでいます。

沖縄の心「ユイメール精神」で支えあう水道広域化について、県民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

水道広域化の推進

水道は、県民生活や産業を支える重要なライフラインの一つであり、水道サービス(安全、安定、低廉)の向上を図りつつ、将来にわたって継続して提供していくことが求められています。

一方、島しょ県という特殊性を有する沖縄県では、安定した水源の確保が難しいこと等に起因して水道サービスに地域間格差が生じています。

特に離島8村においては、沖縄本島に比べて割高な水道料金や給水制限の実施など多くの問題が顕在化しています。このような問題を解消し、離島に



おける定住条件の整備を図ることを目的として、沖縄県では離島8村への水道広域化を推進することとしています。

水道水を供給する仕組み

沖縄本島では、県企業局がダムや河川などから取水したあと、浄水場で飲み水として使えるようにきれいにし、各市町村に供給しています。

そして、各市町村がみなさまのもとに水道水を供給する仕組みになっています。

一方、離島8村は、水源からの取水(浄水処理)各家庭への水道水の供給までを全て村単独で対応していますが、脆弱な経営基盤の中において限られた人数で事業を運営していく上で、さまざまな課題を抱えています。

離島8村の水道の課題

1 水質管理

水源水質の悪化や強化されていく水質基準に対し、水源から蛇口までの水質管理を適切に行うことが難しくなっています。

- 【ダム・堰】**
小規模
↓
有機物の負荷が増大
↓
トリハロメタン類生成
- 【地下水】**
硬度・マンガ
ン肥料の影響
- 【海水淡水化】**
ホウ素

2 濁水・給水制限

河川や地下水等の水源が乏しく、安定した水源の確保が難しいことから、

近年においても給水制限が行われています。

3 水道料金

事業規模が小さいことなどに起因して、施設整備や事業運営の効率が悪く、また、コストの高い海水淡水化施設の導入などにより、水道料金が県平均を上回っています。

4 経営基盤

水道水を供給するために必要な費用が高いため、水道料金だけでは賄えず、他会計からの繰入を行っており、経営基盤の強化が求められています。

水道広域化を実施し、離島8村の水道の課題を解消

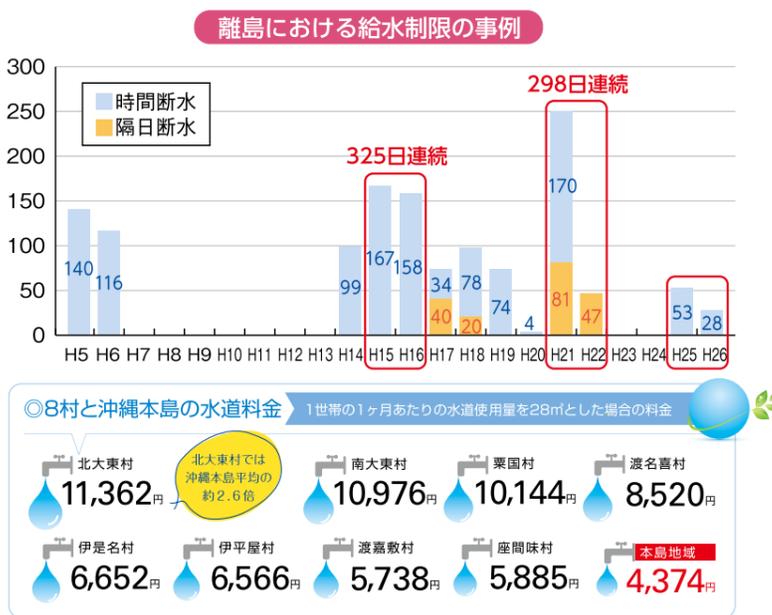
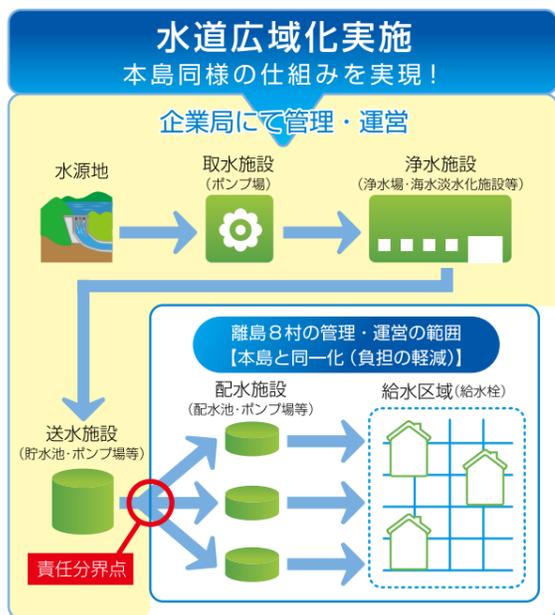
水道広域化として、県企業局が水源から浄水処理までを担い、沖縄本島と同等の条件で離島8村に水道水を供給することとしています。

また、水道広域化の実施にあたっては、老朽化した施設の改良や浄水処理方法の見直し等、施設整備が必要となっています。

そのため、離島8村において必要な施設整備が完了したところから順次供給することとしており、平成33年度までに離島8村の全てで水道広域化が実施できるよう取り組んでいます。



粟国浄水場



離島における給水制限や災害による給水停止に対処するため 可搬型海水淡水化装置を導入しています。



海水淡水化装置の外観

沖縄県は、160の珊瑚礁の島々からなる島しょ県で、大きな河川や湖などの水源に恵まれず、また、降水量が年や季節によって大きく変化し、水を安定的に確保することが困難な自然環境にあります。

とりわけ、離島地域では、濁水に伴う給水制限の実施や、災害・事故等が発生した場合の応急給水体制の確保など、安定給水の面から多くの課題を抱えています。

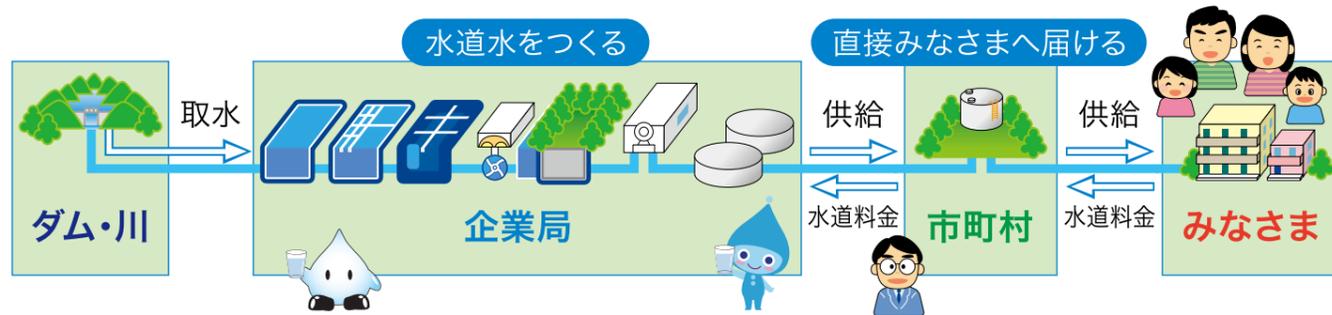
沖縄県では、これらの課題を解消するため、平成28年度沖縄振興特別推進交付金等を活用し、可搬型海水淡水化

装置(生産水量：200m³/日)を2台導入しました。

平成29年度は、座間味村阿嘉島において、少雨により水源であるウタハ堰の貯水量が低下したため、座間味村からの要請を受けて可搬型海水淡水化装置1台を村に貸与し、平成29年10月から阿嘉島で供給を開始しています。



海水淡水化装置の内部



問い合わせ 県企業局 配水管理課 電話:098-866-2810 FAX:098-866-2811